

# 認定申請手数料等について（増・改築）

令和4年2月20日改正

長期優良住宅建築等計画の認定申請にあたっての手数料等は下記のとおりです。  
 認定申請に先立ち、登録住宅性能評価機関による長期使用構造等であるかの確認（確認書）又は住宅性能評価書（長期使用構造等であるかの確認を行い、その結果を同評価書に記載したものに限り）を受けた場合は、認定申請手数料が減額されます。

## ・長期優良住宅建築等計画の認定申請手数料

表1

住宅の種類・床面積		認定申請手数料（棟単位）	
		登録住宅性能評価機関による長期使用構造等であるかの確認を受けた場合 （確認書又は住宅性能評価書あり）	左記以外の場合
一戸建ての住宅		<b>13,000円</b>	<b>85,000円</b>
共同住宅等	500㎡以内	<b>25,000円</b>	<b>194,000円</b>
	500㎡を超え1000㎡以内	<b>42,000円</b>	<b>306,000円</b>
	1000㎡を超え2500㎡以内	<b>78,000円</b>	<b>599,000円</b>
	2500㎡を超え5000㎡以内	<b>118,000円</b>	<b>1,068,000円</b>
	5000㎡を超え10000㎡以内	<b>173,000円</b>	<b>1,832,000円</b>
	10000㎡を超え20000㎡以内	<b>300,000円</b>	<b>3,384,000円</b>
	20000㎡を超え30000㎡以内	<b>386,000円</b>	<b>4,832,000円</b>
30000㎡超え	<b>451,000円</b>	<b>5,919,000円</b>	

表2 建築基準関係規定適合審査を申し出る場合

建築物の床面積	手数料
30㎡以内	<b>7,000円</b>
30㎡を超え100㎡以内	<b>14,000円</b>
100㎡を超え200㎡以内	<b>24,000円</b>
200㎡を超え500㎡以内	<b>31,000円</b>
500㎡を超え1000㎡以内	<b>58,000円</b>
1000㎡を超え2000㎡以内	<b>78,000円</b>
2000㎡を超え10000㎡以内	<b>235,000円</b>
10000㎡を超え50000㎡以内	<b>420,000円</b>
50000㎡超え	<b>777,000円</b>

表3 建築基準関係規定適合審査を申し出た建築物が、構造計算適合性判定を要する場合

建築物の床面積	大臣認定プログラム	
	使用する場合	使用しない場合
1000㎡以内	<b>120,700円</b>	<b>174,600円</b>
1000㎡を超え2000㎡以内	<b>150,400円</b>	<b>232,900円</b>
2000㎡を超え10000㎡以内	<b>164,700円</b>	<b>267,000円</b>
10000㎡を超え50000㎡以内	<b>208,700円</b>	<b>352,800円</b>
50000㎡超え	<b>353,900円</b>	<b>648,700円</b>

## ・長期優良住宅建築等計画の変更認定申請手数料

表4

住宅の種類・床面積（変更後）		認定申請手数料（棟単位）	
		登録住宅性能評価機関による長期使用構造等であるかの確認を受けた場合 （確認書又は住宅性能評価書あり）	左記以外の場合
一戸建ての住宅		<b>6,500円</b>	<b>42,500円</b>
共同住宅等	500㎡以内	<b>12,500円</b>	<b>97,000円</b>
	500㎡を超え1000㎡以内	<b>21,000円</b>	<b>153,000円</b>
	1000㎡を超え2500㎡以内	<b>39,000円</b>	<b>299,500円</b>
	2500㎡を超え5000㎡以内	<b>59,000円</b>	<b>534,000円</b>
	5000㎡を超え10000㎡以内	<b>86,500円</b>	<b>916,000円</b>
	10000㎡を超え20000㎡以内	<b>150,000円</b>	<b>1,692,000円</b>
	20000㎡を超え30000㎡以内	<b>193,000円</b>	<b>2,416,000円</b>
30000㎡超え	<b>225,500円</b>	<b>2,959,500円</b>	

認定申請に併せて、建築基準関係規定適合審査（確認申請）を申し出る場合は、表1＋表2（変更認定申請の場合は、表4＋表2）の額が、認定申請手数料となります。

なお、当該申請に係る建築物が構造計算適合性判定を必要とするものである場合は、表1＋表2＋表3（変更認定申請の場合は、表4＋表2＋表3）の額が、認定申請手数料となります。

また、当該申請に係る建築物に昇降機が含まれる場合は、昇降機1台ごとに別途定めた額が加算されます（詳細はお問い合わせください）。

## ・譲受人を決定した場合における変更認定申請手数料

住宅の種類、面積に関わりなく、**2,200円**

## ・地位の承継の承認申請手数料

住宅の種類、面積に関わりなく、**2,200円**

**長期優良住宅認定制度に関するお問い合わせ・申請窓口は**

草加市 都市整備部 建築安全課 TEL 048-922-1949 FAX 048-922-3148